

## Tax Newsflash

### 中国

デロイトトーマツ税理士法人

2018年7月号

※本ニュースレターは、デロイト中国が発行したニュースレターの再掲です。  
日本語訳と原文(中文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

#### 広東・香港・マカオ大湾岸圏における投資と経営に係る税務上及びビジネス上のチャレンジとチャンスに関する概要分析

広東・香港・マカオ大湾岸圏(グレーターベイエリア:以下「GBA」)は、中国広東省の9都市(広州、深セン、珠海、佛山、中山、東莞、肇慶、江門、惠州)と2つの特別行政区(香港、マカオ)によって構成される。2016年度の公開データによれば、GBAは全国に対して5%未満の人口で12%のGDP寄与度を達成し、金融、科学技術、製造業、重工業、現代サービス業などの分野において全国をリードする地位にある。

デロイト中国が2018年2月に発表したレポート「世界の工場」から「世界レベルの湾岸圏」へー広東・香港・マカオ大湾岸圏の発展に関する考察<sup>1</sup>で述べたように、将来において、GBAは東京湾岸圏、ニューヨーク湾岸圏、サンフランシスコ湾岸圏に続き、第4のワールドクラスの湾岸圏になることが期待される。中国大陸、香港、マカオで異なる法制度が実施されているという特殊な状況を勘案し、GBAはユニークな「中国モデル」を模索することで、人材、技術、資金の誘致と流動を促進し、自身の潜在能力を引き出す必要がある。

デロイト中国は、政府による大湾岸圏構想の提示及びここ数年の政府業務報告における大湾岸圏の発展計画などに強い関心を持ち、GBAにおける投資と経営の面で受ける影響について注目してきた。2017年7月、国家発展改革委員会、広東省人民政府、香港特別行政区政府、及びマカオ特別行政区政府は、「広東・香港・マカオの協力深化による大湾岸圏建設推進枠組み協定」<sup>2</sup>(以下「枠組み協定」)を締結し、GBA建設の目標、原則、重点領域及びそれらを支える法制度の整備について定めた。枠組み協定について、各利益関係者は異なる解釈を持っているが、本レポートは、投資家の観点から、税務とビジネスの面で幾つかのキーポイントについて概要分析を行うものである。

#### 1. 協力の目標

枠組み協定において、各地域の政府は協力における各地域の戦略的位置付けについて定めた。

- 広東省  
国による改革開放政策を実施する先駆者及び経済発展のキードライバーとして、科学技術と産業のイノベーションセンター及び先端製造業・現代サービス業基地を構築する。
- 香港特別行政区  
国際金融・運送・貿易の三大センターとしての地位を固めつつ向上させ、オフショア人民元取引及び資産管理の国際センターとしての役割を強化し、専門サービス、イノベーション及び科学技術事業の発展を推進し、アジア太平洋地域の国際法務・紛争解決サービスセンターを構築する。
- マカオ特別行政区  
世界的な観光・レクリエーションの名所としての建設を推進し、ポルトガル語圏諸国との商業・貿易協力のためのサービスプラットフォームを構築する。
- GBAの最終目標  
GBAをより活力のある経済圏、居住・就業・観光に適した高品質な生活圏及び中国大陸と香港・マカオとの緊密な協力を示す模範地域として作り上げ、世界一流の湾岸圏とワールドクラスの都市群を構築する。

投資家は上述のマクロ戦略を踏まえた上で、自身の事業計画、GBAの各地域の位置付け及び政府の支援方針に基づき、慎重に意思決定を行う必要がある。例えば、立地選択、業界参入の方法、現地政府との協力方法、投資・融資の方式、事業スキームの見直しなどを通

1 当該レポートについてはこちらを参照。[デロイト中国レポート](#)(中国語 PDF)

2 具体的には、こちらを参照。[中華人民共和国国家発展改革委員会ウェブサイト](#)(中国語)

じて、投資の業務効率と競争力を高め、投資収益率を引き上げるなどの対応策が考えられる。

## 2. 開放による先導

外資による中国大陸への投資についてガイダンスとなる主要政策として、外商投資産業指導目録(2017年改訂)、自由貿易実験区ネガティブリスト、中国本土・香港経済連携緊密化の取決め(CEPA)などが挙げられるが、広東省と深セン市における対外開放の拡大への積極的な取組み<sup>3</sup>、製造業、サービス業、金融業の一部制限分野における限定的な開放、及び金融、自動車などの分野における外資持株比率制限の開放は、政策面でGBAの更なる開放のための基盤を作った。

枠組み協定において、「区域内に開放型経済の新体制を確立し、高水準で開放型のプラットフォームを構築することで厳しい国際貿易投資ルールとの整合を取り、イノベーションのための新しい資源を集め、区域内の新しい協力体制の整備を行う」と規定されている。この規定は、広州、香港、マカオの各地域及び各投資家に従来よりも多くのチャンスをもたらすものであり、具体的な施策措置の公布が期待されている。また、この規定は広東省と深セン市における外資参入規制関連の取組みや最新の対外開放政策(金融業、サービス業関係)の方向性と一致するものであり、広東省各地の政府と税務当局によって提供される良好なビジネス環境及びマカオ特別行政区における自由・開放の経済環境から恩恵を受け、GBAではより深く広く対外開放に取り組むための革新的な措置の導入が期待される。投資家にとって、現段階では、一部の投資制限分野及び規制緩和が予定されている分野について、どのようにして中国の産業指導目録あるいはネガティブリストへのコンプライアンスを確保しつつ、具体的な業界参入案について現地政府と検討するかが肝要である。

## 3. プラットフォーム構築

GBAは、「1つの国、2つの制度、3つの税関管轄区域」を内包しており、税務上と法律上において3つの枠組みが混在している。自由で開放的な香港特別行政区とマカオ特別行政区に加え、高成長で潜在力の大きい広東省9都市の中核部と自由貿易実験区、開発区、ハイテク区などの特殊区画は、それぞれ独自の役割を果たしている。このような多様性に富んだビジネス環境は、広東省への投資(その影響力は中国内陸部にまで及ぶ)又は対外投資のための模範例を示すと同時に、チャネルやプラットフォームに関する様々な選択肢を国内外の投資家に提供している。また、中国政府はこれらのプラットフォームを活用することで、業界と市場の開放に段階的に取り組むことができる。

## 4. 市場一体化、高品質な生活圏

中国大陸は製品とサービスのアップグレードと世代交代について大きな潜在市場を持っており、それはGBA内

の企業にとって、自身の競争優位性を発揮し、サービス水準の業界スタンダードを向上させ、より大きな潜在市場とより多くの雇用を生み出すために有利である。香港とマカオの投資家は得意分野(例えば、不動産、教育、医療、養老、展示会、観光、プロパティマネジメントなど)において、従来よりも中国大陸市場に進出しやすくなり、現地の政府・企業と協力してGBAの高品質な生活環境を作り出すことができる。また、中国の投資家は「一帯一路」イニシアティブ、海外における上場と債券発行、対外投資、インターネットビジネス、越境EC、企業グローバルゼーションなどにおいて、香港特別行政区とマカオ特別行政区の国際プラットフォームを存分に活用することができる。

## 5. イノベーション駆動、国際科学技術イノベーションセンター

イノベーションは企業が競争優位性を求める上で考慮しなければならないコアな活動となっている。企業のイノベーション活動は、コア技術、事業スキーム、人的資源管理などの多くの面に反映される。中国大陸と香港特別行政区の現行の税制において、現地及びクロスボーダーでのイノベーションや研究開発活動を対象とする優遇政策は数多く存在する。中国大陸の優遇政策には、ハイテク企業に適用される優遇税率と「欠損金繰越期間の10年への延長」、研究開発費用(香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び海外企業へのアウトソーシングに関わる研究開発費用を含む)の追加控除、「双创」(大衆創業、万衆創新。大衆による起業、国民によるイノベーション)企業向け優遇政策、増値税改革の推進、増値税税率の引き下げなどが含まれる。香港特別行政区政府は、研究開発費用の追加控除政策(条件に合致する研究開発費用に対して、200%又は300%までの追加控除を認める政策)、二層制の法人(個人事業)利得税制度などの優遇政策、及び香港取引所におけるバイオテック企業の誘致とデュアルクラスストラクチャーの株式発行による資金調達の手続きなどについて積極的に検討しており、これらの措置はGBAの一体化過程で、より多くの発展潜在力の大きい企業の成長促進、及び革新的な技術と事業スキームの模索に有利である。

## 6. グリーン、エコ

環境保全是中国各地の政府が企業誘致を行う上で注目してきたキーポイントである。中国大陸では、2018年1月1日から環境保護税が導入されており、これを受け、GBAでは今後、より多くの地方政府が環境に優しいプロジェクトを奨励かつ優先的に支援することで、より良いビジネス環境と居住環境を作り出すことが予想され、環境保全の要求に対応できない一部の産業と企業はその他の国家・地域への移転を余儀なくされる。ビジネスの観点から、立地選択及び現地政府の環境保全政策への対応は考慮しなければならないキーポイントである。

3「広東省人民政府:対外開放の更なる拡大及び積極的な外資利用に関する若干の政策措置の印刷・公布についての通知」(粵府[2017]125号)、「深セン市人民政府:外資利用規模の更なる拡大及び外資利用の品質向上に関する若干の措置の印刷・公布についての通知」(深府函[2017]74号)などを参照されたい。

## 7. 協力、共有

デロイト中国が2018年2月に発表したGBAシリーズレポートにおいて述べたように、GBAにおける共同発展を実現するには、投資家と政府、企業、消費者との関係を再構築する必要があり、それには市場の慣習と需要に合わせた行動が必要である。また、政府はそれを積極的に推し進める役割を担うことができる。その過程で、「協力」と「共有」をコンセプトとする新たな事業モデルが続々と生み出されることが予想されるが、それに伴うビジネスコストと税務コストに留意する必要がある。例えば、「共有」をコンセプトとするモデルでは、資産の使用権は所有権から剥離される。また、中国大陸では、不動産賃貸に対して11%の増値税が課されるが、「共有」をコンセプトとするオフィスシェアリングモデルでは、会議場所の提供をサービスの提供として捉え、6%の増値税税率を適用

できる可能性がある。さらに、事務職を雇用する場合、賃金給与に対して個人所得税の源泉徴収及び社会保険料の代行納付を行う必要があるが、オフィスシェアリングモデルを採用し、事務関係の役務提供を受け入れる場合、賃金給与ではなく役務費の問題となり、6%の増値税がかかる。したがって、共有モデルにおけるビジネスコストと税務コストは、伝統的な事業モデルと比べて大きく異なる。金融業とサービス業における共有モデルの活用は、管理効率の向上、及び優遇税制(例えば輸出サービス向けの優遇措置)の適用可能性の模索に有利である。

### 【添付】

「広東・香港・マカオ協力深化による大湾岸圏建設推進枠組み協定」から抜粋

#### ■ 目標

- 広東省の改革開放の先駆者及び経済発展のキードライバーとしての役割を強化し、科学技術と産業のイノベーションセンター及び先端製造業・現代サービス業基地を構築する
- 香港特別行政区の国際金融・運送・貿易の三大センターとしての地位を固めつつ向上させ、オフショア人民元取引及び資産管理の国際センターとしての役割を強化し、専門サービス、イノベーション、及び科学技術事業の発展を推進し、アジア太平洋地域の国際法務・紛争解決サービスセンターを構築する
- マカオ特別行政区の世界的な観光・レクリエーション名所としての建設を推進し、中国とポルトガル語圏諸国との商業・貿易協力のためのサービスプラットフォームを構築し、中華文化を主流とする多文化共生の交流協力基地を建設し、マカオ経済の適度な多元化と持続可能な発展を促進する
- 広東・香港・マカオ大湾岸圏をより活力のある経済圏、居住・就業・観光に適した高品質な生活圏、及び中国大陸と香港・マカオとの緊密な協力を示す模範地域として作り上げ、世界一流の湾岸圏とワールドクラスの都市群を構築する

#### ■ 協力における原則

- 開放による先導、革新による駆動
- 相互補完、協力で win-win
- 市場主導、政府支援
- 試験導入、重点突破
- エコ重視、グリーン発展

#### ■ 重点的な協力分野

- インフラ連結の推進
- 市場一体化レベルの向上
- 国際科学技術イノベーションセンターの構築
- 共同発展を目指す現代産業体系の構築
- 居住・就業・観光に適した高品質な生活圏の建設
- 国際協力における新たな優位性の育成
- 重要協力プラットフォームの建設支援

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao)

## 問い合わせ

デロイト中国 上海事務所

パートナー 板谷 圭一 [kitaya@deloitte.com.cn](mailto:kitaya@deloitte.com.cn)

## ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

東京事務所

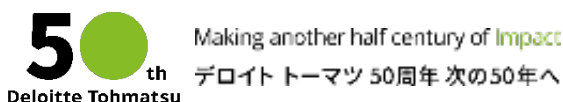
〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階

Tel: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohmatu.co.jp](mailto:tax.cs@tohmatu.co.jp)

会社概要: [www.deloitte.com/jp/tax](http://www.deloitte.com/jp/tax)

税務サービス: [www.deloitte.com/jp/tax-services](http://www.deloitte.com/jp/tax-services)



デロイトトーマツグループは日本におけるデロイトトウシュトーマツリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマツ合同会社およびそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約245,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツリミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitteのメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は[www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about)をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイトトウシュトーマツリミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイトトーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2018. For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001